平成２３年（フ）第４号
川崎市中原区上平間1152番地21
債務者　吉岡りう子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
川崎市幸区大宮町19番地　グリーンヒルズ401
債務者　工藤　　靜
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
栃木県塩谷郡塩谷町大字上平45番地　町営住宅大宮団地10号室
債務者　金井　　實
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６６号
広島県府中市高木町106番地１、旧住所広島県福山市神辺町字道上39番地　備通宿舎１の127号
債務者　藤井　由佳（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後３時45分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３７９号
広島県福山市赤坂町大字赤坂甲2028番地
債務者　岡田ケイ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３８４号
広島県福山市北本庄２丁目８番10号、前住所広島県福山市御門町３丁目９番21―107号
債務者　三島　美幸
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９２１号
栃木県宇都宮市滝谷町15番14号　金田マンション201号室、前住所栃木県鹿沼市茂呂192番地８
債務者　山崎　祥子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１号
栃木県宇都宮市江曽島町1418番地　グレースハイム701号室、前住所栃木県宇都宮市中央３丁目３番７号
債務者　大塚　菊子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５号
栃木県宇都宮市徳次郎町28番地18
債務者　駒田　典孝
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
栃木県真岡市上高間木２丁目12番地６　パークハイツウエノＡ棟202号
債務者　大森　明美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６１号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目２番44号
債務者　大西　正泰
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０８号
岡山市北区今３丁目25―31　パークアベニューＢ202号室、住民票上の住所岡山市中区穝90番地２
債務者　甲谷　悦代（旧姓濵井）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
岡山市北区奥田１丁目７番10―105号
債務者　坂本　ゆり
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７５号
東京都杉並区天沼１丁目１―13
債務者　阪本　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７７号
東京都墨田区立花１丁目24―１―1209
債務者　湯淺堅太郎
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部